

農林水産商工常任委員会資料

(令和4年4月21日)

項 目	ページ
■ オミクロン株影響対策緊急応援金等の執行状況について 【商工政策課】 ……	2
■ 燃油価格高騰及び国際情勢変動に係る対応状況について 【商工政策課】 ……	4
■ とっとりSDGs企業認証制度の第1回公募について 【商工政策課】 ……	6
■ 令和3年度の企業立地等実績について 【立地戦略課】 ……	8
■ ポストコロナの人流・物流活性化プロジェクトチームの設立について 【通商物流課】 ……	10
■ 県立産業人材育成センターにおける職業訓練の実施状況等について 【産業人材課】 ……	11
■ 職業能力開発総合大学校との連携による取組について 【産業人材課】 ……	12
■ 鳥取県伝統工芸士の認定について 【販路拡大・輸出促進課】 ……	13
■ 「弓浜がすり伝承館」の貸付について 【販路拡大・輸出促進課】 ……	14

商 工 労 働 部

オミクロン株影響対策緊急応援金等の執行状況について

令和4年4月21日
商工政策課

新型コロナウイルス感染症による県内経済・雇用への影響を踏まえた経済対策予算について、関係機関と連携しながら、早期執行を進めています。

1 コロナ禍経済対策予算（給付的支援事業）の執行、申請支援

オミクロン株等による感染急拡大に伴う影響を踏まえ、業種・地域を問わない新たな応援金「オミクロン株影響対策緊急応援金」の申請受付を3月から開始しています。コロナ禍再生応援金と併せ、制度周知を図りながら申請事業者への早期給付に取り組んでいます。

(1) オミクロン株影響対策緊急応援金（申請期間：3月1日～5月31日）

申請件数	申請額 (千円)	業種別申請件数					
		飲食	宿泊観光	小売卸売	建設	理美容	その他
4,430 (2,956)	1,251,100 (796,572)	1,362	150	751	457	387	1,323

(2) コロナ禍再生応援金（申請期間：1月5日～5月27日）

申請件数	申請額 (千円)	業種別申請件数				
		飲食	宿泊観光	小売卸売	理美容	その他
1,636 (1,278)	259,500 (186,100)	1,030	109	168	102	227

(※) 「申請件数」及び「申請額」の括弧内数値は執行済の件数と額を記載（4月15日時点）。

(※) 申請受付より概ね2～3週間程度での支給を目途に手続を進めている。

【参考（各制度の概要）】

<オミクロン株影響対策緊急応援金>

[支援対象] 県内中小企業等（個人事業主含） ※業種・地域は問わない

[交付要件] コロナ禍の影響により、令和4年1月～2月の2ヶ月分の売上額が過去3年間の同時期比で30%以上減少していること 等

[交付内容] ①売上規模に応じた応援金（最大40万円）

売上規模（月平均）	交付上限
50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

②認証店加算：認証店を複数有する事業者を対象に、2店舗目以降、10万円×店舗数に相当する額を加算

<コロナ禍再生応援金>

[支援対象] 「新型コロナ安心対策認証店」として登録されている事業者（認証申請中でも対象）

[売上要件] コロナ禍の影響により、令和2年11月～令和4年3月の間の任意の連続する1年間の売上額が前年又は前々年比で20%以上減少

[支給額] ①形態に応じた応援金（定額）：【法人】20万円 【個人事業主】10万円

②認証店加算：認証店を複数有する事業者を対象に、2店舗目以降、10万円×店舗数に相当する額を加算

2 今後の対応

○県応援金の制度周知と早期給付に努め、国の事業復活支援金や市町村が独自に取り組む支援施策などを含め、県ワンストップ相談窓口を通じ、県内事業者の申請・受給支援を行ってまいります。

【国「事業復活支援金」の申請支援】

国「事業復活支援金（※）」について、県内事業者の円滑な受給促進に向け、経済対策予算ワンストップ相談窓口（県内3箇所開設）の体制を強化しています。

→専門家の個別相談体制を構築（県行政書士会、中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が個別相談対応）、無料で申請前の事前確認や申請書作成支援を行っている（専門家相談件数：425件（内訳：本庁85、中部41、西部299））。

（※）新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じて支給される支援金（最大250万円（個人事業主は最大50万円））。

[対象者] コロナ禍で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が30%以上減少した事業者

[上限額]

売上減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%～	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

[申請期間] 令和4年1月31日～5月31日

○県内外の感染拡大動向など踏まえながら、国による迅速かつ効果的な経済雇用対策の発動について、全国知事会を通じて国に継続的に求めています。

【全国知事会を通じた国への政策提言】

3月23日、全国知事会（会長：平井鳥取県知事）により緊急提言書がとりまとめられ、国への要請活動を行っています。

（事業者支援強化のための主な提言項目）

- ・地方創生臨時交付金の更なる財源措置
- ・事業復活支援金について支援額の増額や事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、4月以降の給付延長
- ・雇用調整助成金等における全国一律の特例適用
- ・中小企業事業再構築促進事業の要件緩和 等

<参考1：主な県経済対策予算の執行状況（4月15日現在）>

①補助金

事業名	申請件数 (件)	交付申請額 (千円)	申請期限
県内企業多角化・新展開応援補助金 (事業多角化等を応援する補助：補助率1/2、上限100万円)	396	339,491	令和4年 7月29日
新時代対応型事業展開支援補助金 (新規事業転換など応援する大型補助：補助率1/2、上限500万円)	※第1次募集（R4.1.17～2.28） 採択：18件（77,284千円） ※第2次募集を実施中（R4.4.28まで）		

②県制度融資（新型コロナ向け地域経済変動対策資金）

- ・融資申込：2,073億円（11,467件） ※令和4年3月31日受付終了

<参考2：市町村における県応援金上乗せ支援>

〔鳥取市〕オミクロン株影響対策緊急応援金（申請期間：4月25日～7月29日）

〔支給額〕県支給額（加算除く）に応じた支給額（最大30万円）

※認証店加算あり。

〔米子市〕オミクロン株影響対策特別支援金（申請期間：4月1日～6月30日）

〔支給額〕県支給額（加算除く）の半額を上乗せ（最大20万円）

※認証店加算あり。

燃油価格高騰及び国際情勢変動に係る対応状況について

令和4年4月21日
商工政策課

ロシアのウクライナ侵攻等を受けた燃油価格高騰及び急激な円安等による原材料価格等の上昇等に長期化の兆しが見え始めています。

県では、令和3年11月補正予算において燃油価格高騰対策を講じた後も、令和4年3月に新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費等を活用した追加対策を実施しているところです。刻々と変化する内外情勢を踏まえ、国の新たな経済対策の動向も念頭に、引き続き対策に取り組んでいきます。

1 県の燃油価格高騰対策の執行状況（令和4年3月29日追加対策分）

(1) 資金繰り支援への対応（融資枠10億円追加）

- 「地域経済変動対策資金（燃油高騰対策枠・融資利率1.43%）」の融資申込期間を延長（R4.3月末→R4.6月末まで）するとともに、令和3年11月補正予算で講じた市町村と協調した融資利率の実質無利子化（最長3年間）を継続。
- 併せて、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済変動融資（融資利率1.43%）についても融資申込期間を延長。

【地域経済変動対策資金（「令和4年度燃油価格の高騰」対策枠）の制度概要】

融資対象者	燃油価格の高騰により影響を受けた中小企業者等で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比べ減少している者		
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る）		
融資限度額	2億8千万円	融資期間	10年以内（うち据置3年以内を含む）
融資利率	年1.43%	保証料率	年0.23～0.68%
指定期間	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで	融資枠	10億円
融資実績	8件、144,900千円		

【地域経済変動対策資金（「令和4年度ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済変動」対策枠）の制度概要】

融資対象者	ロシアのウクライナ侵攻により影響を受けた中小企業者等で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比べ減少している者		
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る）		
融資限度額	2億8千万円	融資期間	10年以内（うち据置3年以内を含む）
融資利率	年1.43%	保証料率	年0.23～0.68%
指定期間	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで	融資枠	燃油価格の高騰対策枠と併せて10億円
融資実績	なし		

(2) 業種別支援（追加対策 5,000千円）

運輸・交通事業者	・低燃費タイヤ（エコタイヤ）導入助成を追加実施。県内トラック・バス事業者に加え、新たにタクシー事業者も対象。（定額2千円/本、エコタイヤと通常タイヤの差額相当分） →執行実績：県トラック協会に対して交付決定（2,000千円）。
農林漁業者	・漁業経営財務基盤強化資金の無利子化の期限を延長（R4.3月末→R4.6月末まで） ※現時点で執行実績なし ・省エネ機械導入支援については令和3年11月補正及び令和4年度当初予算で対応 →執行実績：農業関係6件・9,789千円、漁業関係216隻分・6,607千円を交付決定
生活衛生（一般公衆浴場）	・該当する倉吉・米子両市の意向を踏まえ、1浴場当たり補助上限引上げ（21万円→29万円（うち県補助1/2）） ※引上げ前の上限額は、R3.9月時点の価格高騰分相当額 →執行実績：米子市に対して増額の交付決定を実施

(3) 低所得者への灯油購入費等助成（追加対策 25,000千円）

- 低所得者等への灯油購入費助成を行う市町村への支援を追加実施（市町村補助額の1/2）

（1世帯当たりの補助金上限額：5,000円（県補助金上限額：2,500円））※令和3年11月補正予算措置への追加
→執行実績：11市町に対して追加交付決定（26,375千円） ※不足額は11月補正予算の交付決定残を充当

2 「国際経済変動対応総合相談窓口」等を通じて収集した県内企業への影響等

県では3月30日、県庁・中西部各総合事務所の3か所に「国際経済変動対応総合相談窓口」を開設し、価格高騰や資金決済等に関する相談をワンストップで受け付ける体制を構築。また、相談内容に応じて円滑に関係機関を相互案内できるよう、関係機関間での連携ネットワークを構築。

これらの窓口等を通じて、県内企業への影響等に関する情報収集に当たっているところ。

【関係機関間での連携ネットワーク参画機関】

（日本政策金融公庫（鳥取・米子支店）、商工中央金庫（鳥取・米子支店）、鳥取県信用保証協会、県内4商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、よろず支援拠点、JETRO（日本貿易振興機構）、鳥取県産業振興機構（とっとり国際ビジネスセンター）

【相談窓口等に寄せられている県内企業への影響等】

石炭利用企業 （電力関連）	・燃料高騰分を電気料金に上乗せする仕組みがあるが、5月分は既に上限に達している状況。 ・石炭については、ロシア産もあったが、調達先を切り替える対応を行っている。
石炭利用企業 （製造業）	・他のエリアではロシア産石炭を使用している工場もあるが、県内拠点では、ロシア産を使用しておらず、現時点では直接的な影響は生じていない。
木材輸入企業	・一部でロシア産を活用する企業もあり、夏以降の影響の顕在化を懸念している。 ・既にロシア産から北米産に切り替えた企業もあるが、今後の価格高騰を懸念する声もある。
自動車部品 製造業	・現状は燃油高騰等の影響は軽微だが、ロシア・ウクライナ情勢に加え、中国・上海のロックダウン、半導体不足などにより、徐々に受注が減少しつつある。
農林漁業関係	・樹脂系資材価格上昇のため、次期作分資材の早期購入などの対策を実施している。 ・ロシア産水産物の輸入への影響は現時点では少ないが、今後の調達面などの懸念ある。

3 全国知事会による「原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた提言」

4月13日には平井知事が全国知事会長として、山際経済再生担当大臣ほか、以下の5項目からなる「原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた提言」を手交。

1. エネルギー及び原材料・資材価格の高騰対策の拡充
2. 飲食事業者、農林漁業者等への支援
3. 中小企業の事業支援
4. エネルギーや重要物資の確実かつ安定的な確保・供給
5. コロナ禍や原油・物価高騰に対応する地方の取組等への支援

<参考>

(1) 国における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（仮称）の検討動向 ※4月14日時点

- ・原油価格高騰対策
- ・エネルギー・原材料・食料等安定供給対策
- ・新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等
- ・生活困窮者への支援金の給付

(2) ロシア・ウクライナに関する経済情勢の動き ※4月14日時点

4月8日、岸田首相はロシアへの追加経済制裁として、ロシア産石炭等の段階的な輸入禁止等の措置実施を表明した。これを受けて4月12日、経済産業省が38品目のロシアからの輸入禁止の実施を発表した。

【追加制裁の5項目】

- ①ロシア産石炭の段階的な輸入禁止及び石油依存低減
- ②機械類、一部の木材、ウォッカなどの輸入禁止（4月19日施行）
- ③ロシアへの新規投資禁止の措置導入
- ④ロシア最大手銀行のズバルバンク、第4位のアルファバンクの資産凍結
- ⑤ロシア軍関係者や議員約400人、軍事関連20団体の資産凍結

とっとりSDGs企業認証制度の第1回公募について

令和4年4月21日
商工政策課

令和3年11月から令和4年3月にかけて実施した「SDGs企業認証パイロット事業」の実施結果等を踏まえ、「とっとりSDGs企業認証制度」の詳細を決定し、4月7日から第1回の認証企業の公募を開始しました。

※SDGs 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。持続可能な諸活動を実現するための、2030年を期限とする世界共通の17の目標。

1 とっとりSDGs企業認証制度の概要

持続可能な地域社会、産業の持続的発展とともに、将来の事業継続を目指す県内事業者の取組を「社会」「経済」「環境」の3側面から評価し、認証する制度。

認証者	鳥取県（認証適否は附属機関（外部委員）による評価等を経て決定）
認証対象	県内事業者（県内に拠点を有し、主たる事業として営利事業を行う者）
審査項目	・ SDGs 実現に向けた自社が目指す2030年の姿 ・ 「社会」「経済」「環境」の3側面30項目についての現状認識と目標設定
認証期間	3年（更新可能）
制度の特徴	(1) 「SDGs企業認証サポート窓口」を開設。 (2) 認証取得による直接的なメリットとして以下の支援策を提供。 ・ 低利融資、補助金等の資金調達支援 ・ SDGs推進に意欲を有する県内外企業とのビジネスマッチング支援 (3) 認証の品質保持の仕組みを導入。KPI設定と進捗報告によりPDCAサイクルを構築。

<審査項目> 「社会」「経済」「環境」各10項目。全体で最低21項目の取組が必要

社会	①労働災害の防止	⑥多様な働き方の促進
	②ハラスメント防止	⑦労働者への人権配慮
経済	③女性の活躍	⑧社会配慮型商品・サービスの提供
	④障がい者が働きやすい職場づくり	⑨地産地消
環境	⑤多様な人材の活躍	⑩地域社会への貢献
	①事業継続計画（BCP）の策定	⑥コロナなどの市場変化を見据えた対応
環境	②セキュリティ対策	⑦自社以外の経営資源の有効活用
	③法令順守の取組の徹底	⑧デジタル化による生産性向上
環境	④情報公開	⑨雇用の維持・拡大
	⑤後継者の確保	⑩人材育成・能力開発
環境	①気候変動リスクへの対応（自然環境）	⑥再生可能エネルギーの導入
	②気候変動リスクへの対応（社会・制度）	⑦廃棄物の削減
環境	③気候変動リスクへの対応（事業活動）	⑧水資源の適切な管理
	④燃料消費量の削減	⑨環境配慮型商品・サービスの提供
環境	⑤電力消費量の削減	⑩環境面での社会貢献

<「とっとりSDGs企業認証制度」ロゴマーク>（認証取得者に提供）



2 第1回公募の概要

- (1) 公募期間 令和4年4月7日(木)～令和4年5月13日(金)
 (2) 認証スケジュール 6月上旬～ 審査会審査
 7月中旬 認証事業者決定

※ SDGs 企業認証制度事前説明会(4月14日(木) オンライン開催)

- ・事前の制度説明会及び参加型セミナーには67事業者が参加した。
- ・参加型セミナーでは、認証申請書類の作成についての具体的な質問が相次ぎ、認証申請への意欲の高さがうかがえた。

※ 第2回公募は令和4年9月頃を予定。

<参考>SDGs 企業認証パイロット事業(令和3年11月～令和4年3月実施)

- ・制度の本格運用に先立ち実施したパイロット事業へは、34社が参加。
- ・パイロット期間中には、参加企業のうち15社が専門家派遣を活用してSDGsの取組強化を行った。

<参考：とっとりSDGs企業認証制度における各種支援>

(1) 伴走支援の提供

- ・「SDGs 企業認証サポート窓口」の開設(商工労働部商工政策課内に開設) 制度、支援の問合せ、認証申請に向けた相談に対応するワンストップ相談窓口を開設する。
- ・専門家による伴走支援の提供 認証まであと一歩という事業者(※認証支援事業者)の再申請のほか、既に認証取得した事業者による取組の強化を支援するため、関係分野の専門家が伴走支援を行う。(専門家派遣対象の主な分野) 労務管理、企業法務、企業財務、事業転換等経営支援、環境マネジメント、情報セキュリティ、BCPサポート等

(2) 認証取得後の支援

- ・制度融資(新規需要開拓設備資金)に「SDGs 特別枠」を新設(低利融資制度)

資金使途	とっとりSDGs企業認証取得者が、認証に基づき取り組む事業に必要な設備資金、運転資金(設備資金に係る事業実施に必要なもの)
融資限度額	鳥取県信用保証協会の定めるところによる
融資期間	20年以内(据置5年以内)
融資利率	当初5年間 1.00%(6年目以降は融資期間10年以内1.43%、10年超1.60%)
保証料率	0.23～0.68%

- ・SDGs 経営促進補助金・奨励金(補助制度)

① SDGs 経営促進補助金

補助対象者	認証事業者、認証支援事業者
補助対象経費	認証内容に位置づけられた各種経営課題実現に要する経費(調査、試作、デザイン、アイデア実証など)
補助率・補助金上限額	1/2 ・ 1,000千円

② 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金

支援対象者	①の補助対象者
支援内容	企業版ふるさと納税による寄附金額を「奨励金」として支給する
支給上限	①の補助金額と同額まで(最大1,000千円)

※ ①補助金 + ②奨励金 の組合せで、認証取得企業等のSDGsの取組を支援する。

- ・SDGs 企業マッチング支援

認証事業者等とSDGs経営に関心が高い県内外の企業とのビジネスマッチングを実施し、認証事業者等の新たな商品開発、販路開拓等を支援する。

令和3年度の企業立地等実績について

令和4年4月21日
立地戦略課

令和3年度に県支援制度等を活用して立地した企業立地等実績をとりまとめましたので、報告します。

1 令和3年度の企業立地等動向

県内企業の新設・増設は、令和2年度に、コロナ禍を踏まえた投資促進のために設けた産業成長応援補助金の加算措置（5%）を活用した駆け込み需要の反動等もあり、令和3年度の前半は緩やかに推移したものの、年度中盤以降、製造業・道路貨物運送業等の設備投資の動きが進み、年度合計の投資件数は31件と、コロナ以前の水準を維持し、県内経済の活性化につながった。

県外企業の立地は、コロナ禍により誘致活動が制限される中、製造業等の大型立地はなかったものの、県の補助金を活用した都市部からのオフィス分散の動きがみられた。都市圏から地方への分散の動きを捉え、引き続き、将来の成長が期待される企業等のオフィス誘致等の取組も進めていきます。

2 立地実績

(1) 県内企業新増設

区分	H29	H30	R1	R2	R3	合計 (H29～R3)
件数 (地域別立地先)	34 (東12、中12、西10)	28 (東14、中5、西9)	22 (東8、中5、西9)	53 (東27、中6、西20)	31 (東19、中3、西9)	168 (東80、中31、西57)
雇用計画(人) (うち正規雇用(人))	283 (255)	296 (270)	149 (112)	288 (229)	211 (184)	1,227 (1,050)

(注) 件数欄の「東」は県東部地域への立地、「中」は県中部地域への立地、「西」は県西部地域への立地。以下同じ。

(2) 県外企業立地（サテライトオフィス等設置及び本社機能移転分を含む）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	合計 (H29～R3)
件数	6	3	4	5	3	21
[うちオフィス等設置]	[－]	[－]	[2]	[3]	[3]	[8]
[うち本社機能移転]	[1]	[0]	[0]	[1]	[0]	[2]
(地域別立地先)	(東3、中1、西2)	(東3、中0、西0)	(東2、中0、西2)	(東4、中0、西1)	(東1、中0、西2)	(東13、中1、西7)
雇用計画(人) (うち正規雇用(人))	153 (133)	53 (52)	25 (24)	107 (34)	5 (2)	343 (245)

(注) 上記には、「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金」（R1は前身の「とっとり小規模ラボ開設支援事業補助金」）を活用して、サテライトオフィスや研究開発拠点を設置した「オフィス等設置」、及び本社機能移転（県外本社企業が県内に本社機能の一部等を移転するもの）を含む。

(3) 地域経済牽引事業計画の承認状況

区分	H29	H30	R1	R2	R3	合計 (H29～R3)
事業計画の承認件数 (地域別)	10 (東4、中2、西4)	10 (東6、中2、西2)	4 (東1、中2、西1)	8 (東0、中0、西8)	5 (東2、中1、西2)	37 (東13、中7、西17)

(注) 地域の特性を活用して地域経済への波及効果の高い投資計画として、税制優遇や補助制度の活用等が可能となる。

○県内企業新増設の事例

更なる市場シェア獲得を目指した製造業の大型投資

- ・(株)ササヤマ（鳥取市）：金型事業の更なる技術力の強化・生産性向上を図るための工場増設
- ・あおやサイエンス（鳥取市）：半導体市場の需要獲得に向けた生産能力増強を図るための工場増設
- ・尾池工業(株)（倉吉市）：バリア性能に優れた環境配慮型包装材料の生産拡大等を図るための工場増設

○県外企業のオフィス等設置の事例

先駆的な事業に取り組む事業者のオフィス・研究開発拠点等の設置

- ・(株)スペースシフト（米子市）：AIで解析した衛星データの一次産業等への活用等
- ・(株)セガ・エックスディー（八頭町）：ゲームのノウハウを活用した新たなサービス開発等

○地域経済牽引事業計画の承認状況

- ・鳥取県金属熱処理協業組合（米子市）、アロー産業(株)（鳥取市）、大山春雪さぶーる(株)（伯耆町・米子市）等

(参考) 企業立地支援制度の概要

1 産業成長応援補助金（大型投資）

鳥取県産業成長応援条例に基づいて認定を行った企業の設備投資に対して補助金を交付する。

区分	業種	補助要件（各要件を全て満たすもの）	補助率 （補助上限額）
一般投資支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 道路貨物運送業 ・ ソフトウェア業等 	①投資額 3,000 万円超 ②雇用 3 名増 又は 雇用維持+付加価値増 4 %/年	10%（※3） （5 億円）
成長・規模拡大 ステージ		①投資額 3,000 万円超 ②雇用 5 名増 又は 雇用維持+付加価値増 5 %/年 ③先進性を有する重点分野（※）に関する取組等	20%（※3） （10 億円）

※ 重点分野：「成長ものづくり分野」「自然環境調和分野」「国際需要拡大分野」「I o T等先端技術・ソフトウェア関連分野」「低炭素型技術開発関連分野」「国内回帰分野（令和 4～5 年度）」。

2 次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金

ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等の事業による事務所等の新規立地等の場合に補助金を交付する。

補助対象経費	補助要件	補助率	補助上限額
事業所・設備の賃借に要する費用、人材確保・育成費用	5 名以上の新規雇用 （うち 2 名まではリモートワーカーも可）	50% （最大 5 年間）	1,000 万円/年

3 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金

将来の本県産業の牽引役への成長を期待し、県内で先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等の設置経費等に対して補助金を交付する。

<対象事業>

自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、コンテンツ企画作成業等のうち、先駆的な取組を行う事業

区分	補助要件	補助対象経費	補助率 （補助上限額）
①事前調査支援	県内事業者等と連携して、調査等を実施する県外事業者	・ 交通費 ・ 委託費 ・ 通信費 等	1 / 2 （30 万円）
②オフィス設置支援	県内事業者等と連携して、事業を推進する県外事業者	・ 事業所の改修、賃借費 ・ 機器設備取得、賃借費 ・ セキュリティ対策費 ・ 通信費 ・ 交通費 等	1 / 2 （200 万円）
③研究開発拠点設置支援	2 名以上の新規雇用を行う事業者 （うち 1 名はリモートワーカーも可）	・ ②で対象としている経費 ・ 直接人件費 ・ 人材育成費 等	1 / 3（※） （500 万円）

※ 中山間地域に設置する場合の補助率は 1 / 2 とする。②の支援を受けた場合はその補助額を差し引く。

4 企業分散立地支援事業補助金

県外本社企業が本県に機能・業務の移転・新設を行う際、県外からの転入人材の定着、新製品・サービス等の研究開発や販路開拓、機能移転等に必要な設備の取得などの活動経費を幅広く支援する。

補助対象事業	県外本社企業の県外拠点の機能・業務の全部又は一部を県内に移転・新設する事業 ・ 事務拠点、研究拠点、生産拠点、人材育成拠点、新規事業		
補助対象経費	・ 分散活動費ネットワーク利用費 ・ 拠点改修費 ・ 設備等取得費 ・ 人材定着支援費（県外から移転した従業員が 1 年間定着で 1 人当たり 30 万円を定額交付）		
補助率	1 / 2	補助限度額	5,000 万円（最大 3 年間の総額）
補助要件等	産業成長応援補助金（大型投資）又は次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金のいずれかの認定を受け、本県の地域課題解決に資する取組を行うこと。		

5 地域経済牽引事業計画

地域未来投資促進法（平成 29 年度施行）に基づき、県が企業の投資計画を「地域経済牽引事業」として認定する制度である。

企業は、付加価値増、経済波及効果増の目標を設定し、地域特性を活用する投資計画を作成し、県知事の承認、国の審査を経た計画で税制優遇を受けることが可能となる。

（法人税税額控除、不動産取得税・固定資産税課税免除等）

県は産業成長応援補助金において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業も補助対象としている。

ポストコロナの人流・物流活性化プロジェクトチームの設立について

令和4年4月21日
国際観光誘客課、通商物流課

本県の航空路・航路を取り巻く課題について検討を行い、コロナ後の往来回復や国際経済変動に伴うサプライチェーンの転換等をチャンスと捉え、人流・物流を本県に呼び込むため、「ポストコロナの人流・物流活性化プロジェクトチーム」を設置し、第1回会議を開催しました。

- 1 日時 令和4年4月15日（金）16時から16時30分まで
- 2 出席者 亀井副知事（チーム長）
交流人口拡大本部、商工労働部、県土整備部、境港管理組合、境港貿易振興会

3 結果概要

部局を跨ぎ、人流、物流を取り巻く現状、県の取組等の共有、意見交換を行った。今後は人流、物流の各ワーキンググループを設置し、以下のとおり具体的に検討していく。

(1) 国際航空路（人流）

- ・課題：新型コロナウイルス感染症による県内外国人宿泊客の減
県内空港における外国人観光客入国時の水際対策整備
- ・今後の取組：国際定期便運航再開・台湾便誘致推進、インバウンド対策、水際対策

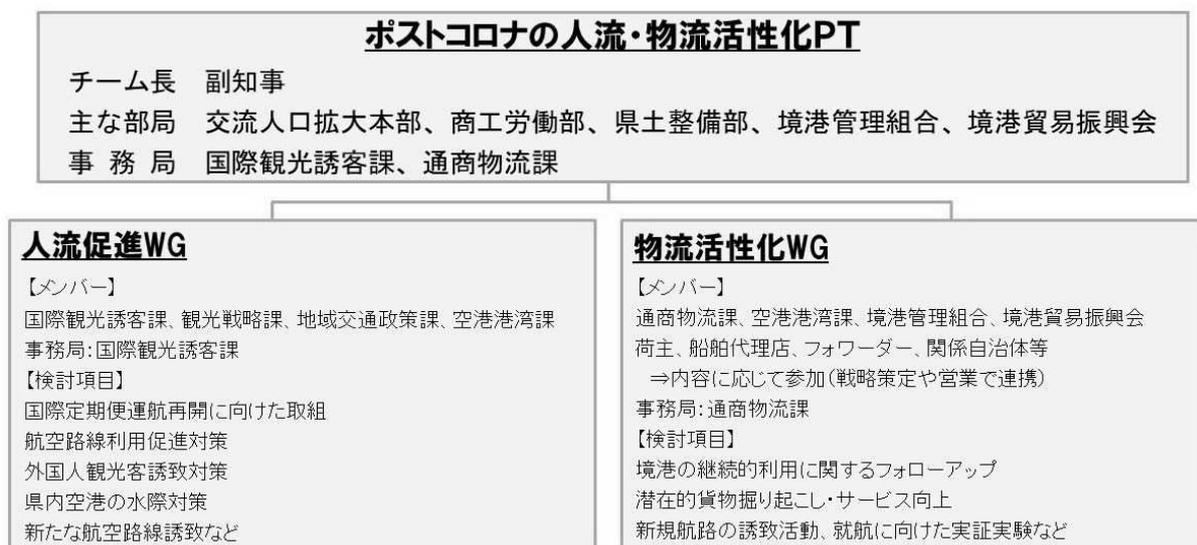
(2) 国内航空路（人流）

- ・課題：首都圏の感染拡大で人流が停滞。長期的な利用者の横ばい、もしくは減少傾向
- ・今後の取組：集客エリアの多客化、観光利用の搭乗者の誘致強化、

(3) 海上輸送（物流）

- ・課題：新型コロナウイルス感染症による物流混乱（コンテナ不足、物流費高騰）
境港の定期コンテナ航路の再編・就航（外貿コンテナ航路、国際フィーダー船）
※神原汽船株のコンテナ航路（中国航路）が、5月をもって休止となる。
ウクライナ危機や国際経済変動による国際サプライチェーンの変化
県内及び隣県の地域の産業特性を踏まえた境港の貨物創出
- ・今後の取組：航路の安定化に向けた潜在的貨物の掘り起こしの強化
国際情勢、コロナ後を見据えた物流サービスの向上、航路の充実

【参考】プロジェクトチームの体制



県立産業人材育成センターにおける職業訓練の実施状況等について

令和4年4月21日
雇用人材局産業人材課

職業能力開発促進法に基づき県が設置する職業能力開発校である「県立産業人材育成センター」（倉吉校・米子校）では、ニーズに応じた職業訓練や離職者の早期再就職を支援する職業訓練を実施しており、令和3年度の職業訓練の実施状況と令和4年度の取組について報告します。

1 令和3年度の実施状況

新規学卒者、離職者、障がい者及び在職者を対象とした職業訓練を実施した。

									(単位:人、%)	
対象	訓練科名	期間	定員	入校 進級	修了	就職	就職率 (前年同期)	<参考: R4年度>		
								定員	入校	
新卒者 (施設内)	ものづくり情報技術科	2年	(1年) 20	7	-	-	-	-	20	6
			(2年) 20	7	5	4	80.0	(100.0)	20	7
	土木システム科	1年	10	10	10	10	100.0	(100.0)	10	9
	木造建築科	1年	10	5	3	3	100.0	(100.0)	10	2
	自動車整備科	2年	(1年) 25	24	-	-	-	-	25	19
			(2年) 25	14	13	12	92.3	(100.0)	25	24
	設計・インテリア科	1年	20	9	8	5	62.5	(100.0)	20	9
デザイン科	1年	20	17	13	5	38.5	(42.9)	20	17	
新卒者等対象 計			150	93	52	39	75.0	(84.6)	150	93
離職者 (委託等)	57科 (PC・介護・医療事務・保育士等)	短期: 3~10ヶ月 長期: 2年	917	587	438	279	63.7	(67.9)	919	-
障がい者	16科 (総合実務科、就業支援科 等)	1年等	77	23	18	16	88.9	(83.3)	77	-
小 計			1,144	703	508	334	65.7	(70.1)	1,146	-
在職者	43コース (PC、事務、オーダーメイド等)	24時間等	600	371	310	-	-	-	600	-

2 令和4年度の新たな取組

①デジタル人材に対する需要の高まりに対応するため、ICT利活用スキル習得等を目的とした訓練を充実する。

<新設する訓練科>

○Webプログラミング科 [定員: 16名] (6か月)

(内容) プログラミング言語、デザインソフトの活用方法、HP作成に関する知識を習得する。

○電子会計科 [定員: 16名] (5か月)

(内容) 主に電子会計、日商簿記、ビジネスソフトに関する知識を習得する。

<開講回数を増やす訓練科>

○ネットビジネス科 [定員: 16名] (4か月) (1回⇒2回)

(内容) 主にHP作成・運営、ネット通販に関する知識やデザインソフトの活用方法を習得する。

②非正規雇用労働者等の早期就労を支援するため、介護分野及びICT分野の一部訓練において、訓練期間・時間の柔軟化を行う。

<非正規雇用労働者等の早期就労を支援>

[短期間の訓練] 介護職員初任者研修科、パソコン入門科 (期間 3か月→2か月)

[短時間の訓練] ビジネスパソコン科 (時間 100時間/月→80時間/月)

職業能力開発総合大学校との連携による取組について

令和4年4月21日
雇用人材局産業人材課

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校(以下「職業大」と連携して進めている、成長分野における「職業能力開発体系」(訓練コース、教材等)の整備及び普及の取組状況を報告します。

1 令和3年度の取組状況

(1) 「医療機器分野(R3～5)」における1年目の取組状況

「職業能力開発体系」の整備に向けて、企業等7社が参画した「調査検討委員会」において、4回にわたり企業の実情やニーズを踏まえて医療機器分野における「職業能力の体系」を検討、整備し、令和4年3月に職業大基盤整備センターのホームページで公開した。

【「職業能力の体系」の概要】

医療機器を製造販売する企業に必要な組織体制、業務、その業務に従事する人材に求められる能力を整理し、製品開発の企画段階から市販後の安全管理まで全ての業務を体系的に可視化したもの。

→企業は、この体系に示された医療機器分野特有な業務をもとに組織構築、人材育成に取り組むことが可能となり、新規参入を促進することができる。

(業務と求められる能力の事例) 市場調査(医療機関等からの情報収集力、市場動向の把握・分析力)
法規制への対応(薬機法に基づく規制や所要手続きの知識)

【調査研究委員会の構成】事務局:職業大基盤整備センター

- ・外部委員: 県内企業を中心とした7社(県と職業大が共同で就任依頼)
(県内) イナバゴム(株)、(株)日本マイクロシステム、(株)モリタ製作所、(有)山本精機、(公財)鳥取県産業振興機構
(県外) 協和ファインテック(株)(岡山県)(産業機器、医療機器製造)、アトムメディカル(株)(東京都)(医療機器製造販売)
- ・作業部会: (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(職業大教授、全国各地で勤務する指導員 8名)
- ・オブザーバ: (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(本部職員)、県

(2) 「自動車分野(H30～R2)」における普及状況

令和2年度にとりまとめた「職業能力開発体系」を活用して、ポリテクセンターと連携して実施する人材育成講座等での普及とともに、人材育成プランの作成に取り組む企業に補助金を交付することで企業による人材育成を後押しした。

- ・人材育成講座: 4社7名受講(R3.11) ※2講座実施予定だったが、1講座はコロナ禍により中止。
- ・人材開発促進セミナー: 10社13名受講(R3.6.29 オンライン開催)
- ・人材開発プラン作成実践セミナー: 5社7名(R3.10 西部/R3.11 東部)
- ・人材開発プラン作成支援補助金: 3社(R3)

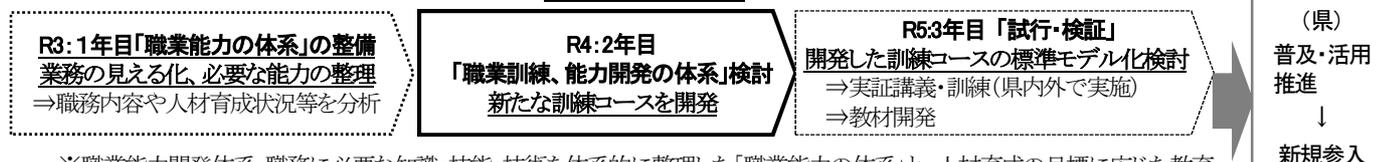
2 令和4年度の取組予定

(1) 医療機器分野: 将来的な医療機器分野への新規参入を目指し、「職業能力の体系」をもとに、新たな訓練コースを検討、開発する。

(2) 自動車分野: 講座、補助金等により自動車関連企業の体系的・戦略的な人材開発を支援し、自動車分野への新規参入を推進する。

- ・人材育成講座: 3講座(7、9、12月予定)
- ・人材開発プラン作成実践講座(6月予定)
- ・人材開発プラン作成、人材開発プランに基づく訓練への補助金

(参考) スケジュール H30～R2:自動車 ⇒ R3～R5:医療機器 ⇒ R6～R8:航空機



※職業能力開発体系: 職務に必要な知識・技能・技術を体系的に整理した「職業能力の体系」と、人材育成の目標に応じた教育訓練を段階的、体系的に整理した「職業訓練の体系」を総称したもの。

「仕事」→「能力」→「目標」→「能力開発」の流れを「見える化」し、中小企業等の効果的な人材育成を支援するツールとなっている。

※実証講義、訓練は県内外で行う予定。県内ではポリテクセンター鳥取等で行う予定。

鳥取県伝統工芸士の認定について

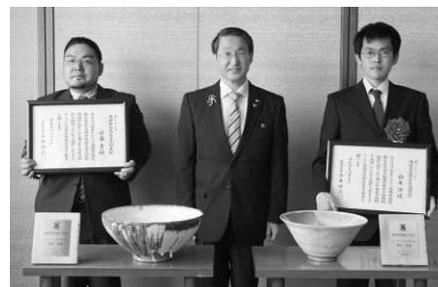
令和4年4月21日
販路拡大・輸出促進課

鳥取県では、郷土工芸品・民芸品を製造する職人のうち、高度な伝統技術・技法を有する方を鳥取県伝統工芸士として認定しています。

4月7日（木）に、新たに2名の鳥取県伝統工芸士を認定し、認定証交付式を行いました。

1 鳥取県伝統工芸士認定者

品名	氏名	従事年数	所在地
陶磁器・法勝寺焼皆生窯	安藤 青磁	13年	米子市
陶磁器・大山焼久古窯	鈴木 治道	14年	伯耆町



(左) 安藤氏 (中央) 平井知事 (右) 鈴木氏

2 認定者の紹介

(1) 法勝寺焼 皆生窯（ほっしょうじやき かいけがま） 安藤 青磁（あんどう せいじ）氏

【法勝寺焼 皆生窯の概要】

- ・昭和36年に法勝寺焼2代目が皆生に登り窯を築いたのが始まり。皆生の砂や日野川河口の砂鉄を釉薬の中等に混ぜるなど、新しい技法も取り入れながら製作を続けている。

【略歴等】

- ・平成15年から父に師事。県外修行を経て13年間従事。地元素材を活かし地域性を追求。若手グループ展や地元の児童生徒対象の陶芸指導等を通じ伝統工芸の維持発展にも尽力。



(2) 大山焼 久古窯（だいせんやき くごがま） 鈴木 治道（すずき はるみち）氏

【大山焼久古窯の概要】

- ・昭和45年開業。大正時代に焼かれていた大山焼を再興。
- ・鉄釉（てつゆう）を主に使用し素朴さと現代感覚を備えた焼き物を制作している。

【略歴等】

- ・平成19年度から父に師事。14年間従事。砂鉄を使った作業工程を継承しながら色合の変化を追求。
- ・地元での製作体験企画等で伝統工芸の維持発展にも尽力。



[参考]

1 鳥取県伝統工芸士認定制度について

(1) 鳥取県郷土工芸品等の指定（昭和60年～）

伝統産業の振興を図るため、郷土の自然と暮らしの中で生まれ受け継がれた伝統のある工芸品を鳥取県知事が鳥取県郷土工芸品等として指定する。（現在49品目を指定）

(2) 鳥取県伝統工芸士の認定（昭和60年～）

伝統的技術・技法の指導者として郷土工芸品等の次代への継承を図るため、県郷土工芸品・民芸品を製造する方の中から、高度の伝統的技術・技法を有する方を知事が鳥取県伝統工芸士として認定する。（今回の認定者を含め、計49名（物故者を含めると延べ88名）を認定）

2 認定証・記念品

- ・今回交付した認定証は、原材料からすべて青谷町産の手漉き和紙製。長谷川 憲人氏（経済産業大臣認定伝統工芸士）を中心に楮（こうぞ）・トロロアオイ（粘材）栽培から製造まで手がけられたもの。
- ・記念品として贈呈した楯と認定証の額縁は、福田 豊氏（鳥取県伝統工芸士）氏によるもの。

「弓浜がすり伝承館」の貸付について

令和4年4月21日
販路拡大・輸出促進課

「弓浜がすり伝承館」（旧鳥取県工業試験場境港分場の土地・建物）は、令和2年7月から令和4年3月末まで弓浜緋保存会に活動場所が見つかるまでの期間として無償貸付してきましたが、新たな活動場所が見つかったものの移転の調整・準備にさらに日時を要することとなったため、必要な期間として本年12月末まで弓浜緋保存会が行う弓浜緋の伝統技術の伝承及び製造活動の用に供するため、無償で貸し付けました。

1 経緯

- 弓浜緋保存会の活動については、当時の活動場所が使用困難になるとともに、他に活用可能な場所が見つからなかったため、老朽化していた施設ではあったが、令和2年7月に活動の継続・発展のため緊急避難的に令和4年3月までの貸付を行った。
- 本施設は老朽化が進展していることから、新たな活動場所について地元両市とともに協力をを行い探したところ、有力な活動場所は見つかった。
- しかしながら、移転のための調整・準備等が令和4年3月末までには整わなかったため、移転を調整・準備するための必要な期間として令和4年12月末までの貸付を行うことにより活動の維持を図ることとした。

2 「弓浜がすり伝承館」の概要

所在地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2
土地	2764.26平方メートル
建物	523.28平方メートル
建築年度	昭和44年及び昭和46年



(本館)



(試験棟)

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで（9カ月間）

4 相手方

米子市彦名町4261-1
弓浜緋保存会会長 後藤和文

5 貸付目的

弓浜緋保存会が行う「無形文化財 弓浜緋」の製造及び伝統技術の伝承に使用するため。

6 貸付理由・条件

弓浜緋の製造及び伝統技術伝承のための貸付で、当該事業の推進は鳥取県の伝統工芸振興に資する。鳥取県指定無形文化財保持団体である弓浜緋保存会が弓浜緋の維持発展のため行う、目的・活動内容は公益的なものであるため無償貸付とする。